

公益社団法人空気調和・衛生工学会
表彰規程

平成 23 年 12 月 8 日	理事会制定
平成 24 年 3 月 15 日	理事会改定
平成 25 年 10 月 24 日	理事会改定
平成 27 年 3 月 12 日	理事会改定
平成 28 年 3 月 12 日	理事会改定
平成 31 年 3 月 15 日	理事会改定
令和元年 10 月 25 日	理事会改定
令和 2 年 5 月 15 日	理事会改定
令和 2 年 10 月 15 日	理事会改定
令和 3 年 4 月 16 日	理事会改定
令和 4 年 4 月 15 日	理事会改定
令和 4 年 7 月 29 日	理事会改定
令和 4 年 10 月 28 日	理事会改定
令和 4 年 12 月 16 日	理事会改定

第 1 章 総 則

(総則)

第 1 条 本規程は、公益社団法人空気調和・衛生工学会定款第 4 条第 8 号に掲げる表彰に関し規定する。

第 2 章 表彰の構成

(表彰の構成)

第 2 条 本会の表彰は、次に掲げる 7 賞と 1 名誉員により構成する。

- (1) 空気調和・衛生工学会賞
- (2) 空気調和・衛生工学会特別賞
- (3) 空気調和・衛生工学会振興賞
- (4) 空気調和・衛生工学会功績賞
- (5) 篠原記念賞
- (6) 井上宇市記念賞
- (7) コミッショニング賞
- (8) 国際名誉員
- (9) その他の表彰

第3章 表彰制度の運営

(委員会の構成)

第3条 本会の表彰制度を円滑に運営するために、表彰運営委員会を設置し、副会長（学術系）が委員長を務める。

2 表彰候補の業績を選考または推薦するために以下の委員会を設置する。

- (1) 学会賞選考委員会
- (2) 特別賞選考委員会
- (3) 振興賞選考委員会
- (4) 功績賞選考委員会
- (5) 篠原記念賞推薦委員会
- (6) 井上宇市記念賞推薦委員会
- (7) コミッシュング賞推薦委員会
- (8) 国際名誉員推薦委員会

なお、国際名誉員推薦委員会は研究委員会が兼務する。

3 上記の4選考委員会の委員長は、副会長（学術系）が務める。

4 委員は、空気調和、衛生、環境、エネルギー等に関する分野の実務経験者ならびに学識経験者の中から委員長が選任し、理事会の承認を得て委嘱する。

(委員会等の任務)

第4条 表彰運営委員会は、表彰の運営と実施方法、本規定の改廃、新規表彰制度の検討ならびに賞の改廃など、表彰制度の全般を統括する。

2 各選考委員会は表彰候補の業績を選考し、委員長が理事会に報告する。理事会はその報告に基づき、表彰業績を決定する。

3 各推薦委員会は表彰候補の業績を理事会に推薦する。理事会はその報告に基づき、表彰業績を決定する。

4 表彰業績は、原則として社員総会の日に表彰を受け、かつ、その業績はホームページに公開する。

また、技術賞においては、審査委員会の構成、審査の過程、業績の講評をホームページ、学会誌へ公開する。

5 選考委員会および推薦委員会の運営要領は、別に定める。

第4章 各賞の細則

(空気調和・衛生工学会賞)

第5条 空気調和・衛生工学と工業の進歩をはかることを目的として、総合的に優れた業績のう

ち特に優秀な業績に対して賞を贈って表彰する。

- 2 この賞は、空気調和・衛生工学会賞（以下「学会賞」という）という。
- 3 学会賞は、論文賞と技術賞からなり、論文賞は学術論文部門、技術論文部門および論説・報文部門、技術賞は建築設備部門および技術開発部門でそれぞれ構成する。
- 4 論文賞学術論文部門は、表彰を行う年の前々年の12月31日からさかのぼって前2年間に論文集に発表された学術論文とする。
- 5 論文賞技術論文部門は、表彰を行う年の前々年の12月31日からさかのぼって前2年間に論文集に発表された技術論文とする。
- 6 論文賞論説・報文部門は表彰を行う年の前々年の12月31日からさかのぼって前2年間に学会誌に発表された論説、技術報告、講座、その他会員の啓発、教育に役立つものとする。
- 7 技術賞建築設備部門は、表彰を行う年の前々年の12月31日からさかのぼって前3年間に竣工し審査時に使用中の設備または施設の計画・設計・施工・運用に関する業績とする。
- 8 技術賞技術開発部門は、表彰を行う年の前々年の12月31日からさかのぼって前3年間に公表された次の業績とする。
 - 1) 総合調査・総合開発に関する技術
 - 2) 装置・製品・システムなどの発明・考案・開発・応用
 - 3) 施工技術
 - 4) 著書
 - 5) その他
- 9 論文賞においては、主たる研究者として既に学会賞を受賞したものが同一部門において再び主たる研究者である論文・論説・技術報告などは、表彰の対象としないものとする。
- 10 技術賞においては、本会の委員会活動の成果に関わるものは、表彰の対象としないものとする。
- 11 技術賞の応募業績は、受賞の際、本会学会誌、本会ホームページ、パネル展示等に発表可能なものとする。
- 12 一年度における受賞件数は下記とする。
 - 1) 論文賞
学術論文部門4件以内、技術論文部門2件以内、論説・報文部門1件以内
 - 2) 技術賞 原則5件以内
 - ①ただし、建築設備部門は4件以内
 - ②受賞数が合わせて5件を超える場合は、受賞数の上限を超過した受賞件数をそれぞれの部門に加算する
- 13 論文賞は、前項で規定された期間に発表された業績を審査の対象とする。
 - 1)業績の執筆者に、本会会員資格の有無は問わない。

2)その他、審査の要件は学会賞審査要綱に定める。

14 技術賞において応募の要件は下記とする。

1)応募者の要件

応募者は、該当業績の応募の主眼点に主体的に関った個人・団体とする。

2)応募者の構成

応募者は、当該業績の代表者となる“主たる応募者”および“連名による応募者”により構成される。

3)応募者の会員資格

応募者は、本会会員資格の有無を問わない。

4) ”主たる応募者”として応募可能な単位

応募者が団体の場合、所在地および支店名等が異なる事業所毎に“主たる応募者”として応募できる。

5)応募件数

“主たる応募者”としての応募は、前項の応募単位につき1件までとする。

なお、“連名による応募者”としての応募の件数に制限はない。

15 論文賞および技術賞において受賞者の要件は下記とする

1) 受賞者は、本会の会員資格は問わない。

2) 受賞者名は、本会学会誌、本会ホームページ、賞を公表する各媒体に掲載される。

3) 論文賞における受賞者は、対象業績に執筆者として掲載されている者とする。

4) 技術賞における受賞者は、応募者のうち計画、設計、施工、機器、維持管理などで主体的に関わった者とし、関係者が多数の場合は、受賞者をその中の一部に限定することがある。

16 表彰対象者の要件は下記とする

1)受賞者のうち、本会の会員を表彰対象者とする。

なお、表彰対象者が団体の場合、会員資格は賛助会員規程に基づき事業所単位の適用とする。

2)非会員の受賞者であっても、自治体、病院、学校等の公共機関で表彰運営委員会が認めたものは、受賞者の希望に応じて有償（実費）にて記念品・賞状を配布することを可能とする。

17 賞の構成は下記とする。特に最優秀の業績に対しては最優秀賞を与えることがある。

1) 論文賞

(1) 賞状・・・1者につき1枚

(2) 賞金・・・1業績につき3万円

(3) 文鎮・・・1者につき1個

2)技術賞

(1) 賞状・・・1者につき1枚

(2) レリーフ・・・1者につき1個

(3) 文鎮・・・1者につき3個（ただし、個人の場合は1個）

18 空気調和・衛生工学会賞論文賞奨励賞

1) 第5条4項、5項に規定される学術論文、技術論文のうち、将来性、発展性、萌芽性、独創性、新規性のある論文の第一著者で、表彰する年の4月1日時点で40歳未満の研究者に対して賞を贈って表彰する。

なお、第一著者とは、当法人が発行する論文集に投稿された論文の著者欄の筆頭に表記されている著者を指す。

2) この賞は、空気調和・衛生工学会賞論文賞奨励賞という。

3) 一年度における受賞件数は原則3件までとする。

4) 第5条の論文賞との重複の受賞は不可とする。

論文賞を受賞した業績は、論文賞奨励賞の審査対象外とする。

第一著者が論文賞奨励賞を受賞した業績において、翌年以降、当該業績または当該業績が含まれる連報をまとめて審査する場合、論文賞の審査対象とする。

5) 連報の扱いについて

①連報の場合、1報毎あるいは連報をひとつの業績として審査対象とできる。

（連報が、年度を跨ぐ場合は希望する連報を待って審査対象とする）

②同一年度内に同一の第一著者の複数の業績を審査対象とできる。

6) 審査は論文賞審査小委員会で行い、別に要綱を設ける。

7) その他の要件は第5条論文賞の規程に準ずる。

19 空気調和・衛生工学会賞技術賞奨励賞

1) 第5条7項、8項に規定され、予備審査を経て審査された業績のうち、技術賞には至らないが、応募書に記載の主眼点の中に評価に値する技術があり、社会に紹介すべき優れた技術が認められる業績に対して賞を贈って表彰する。

2) この賞は、空気調和・衛生工学会賞技術賞奨励賞という。

3) 一年度における受賞件数に制限は設けない

4) 本賞の単独での募集は行わず、技術賞に応募された業績を審査対象とする。

5) 審査は技術賞審査小委員会で行い、別に要綱を設ける。

6) その他の要件は技術賞と同様とする。

（空気調和・衛生工学会特別賞）

第6条 空気調和・衛生設備を長期間にわたり健全に維持する運用管理技術並びに更新改修技術の発展と振興を目的として特に優秀な業績に対して賞を贈って表彰する。

2 この賞は、空気調和・衛生工学会特別賞（以下「特別賞」という）という。

3 特別賞は十年賞とリニューアル賞からなる。

4 十年賞は表彰を行う年の前々年の12月31日からさかのぼって前3年間（経過措置と

して2020年から2021年の2年間は、前年の12月31日からさかのぼった期間を含むものとする)に竣工後10年を経過し、審査時に使用中の設備または施設に関する業績で、この間適切な調査・改善によって適切な維持管理が行われた業績とする。

- 5 リニューアル賞は表彰を行う年の前々年の12月31日からさかのぼって前3年間(経過措置として2020年から2021年の2年間は、前年の12月31日からさかのぼった期間を含むものとする)に改修工事を実施し、審査時に使用中の設備または施設に関する業績で、改修工事による機能回復や性能向上の状況が検証された業績もしくは、同様の期間に実施し公表された業績で、以下のうち、リニューアルに関連し審査時に審査可能な業績とする。

- 1) 調査・開発に関する技術
- 2) 装置・製品・システムなどの発明・考案・開発・応用
- 3) 施工技術
- 4) その他

- 6 応募業績は、受賞の際、本会学会誌、本会ホームページ、パネル展示等に発表可能なものとする。

- 7 一年度における受賞件数は下記とする。

- 1) 十年賞 5件以内
- 2) リニューアル賞 5件以内

- 8 応募の要件は下記とする

- 1) 応募者の要件

応募者は、該当業績の応募の主眼点に主体的に関った個人・団体とする。

- 2) 応募者の構成

応募者は、当該業績の代表者となる“主たる応募者”および“連名による応募者”により構成される。

- 3) 応募者の会員資格

応募者は、本会会員資格の有無を問わない。

- 4) “主たる応募者”として応募可能な単位

応募者が団体の場合、所在地および支店名等が異なる事業所毎に“主たる応募者”として応募できる。

- 5) 応募件数

“主たる応募者”としての応募は、前項の応募単位につき十年賞、リニューアル賞それぞれ1件までとする。

なお、“連名による応募者”としての応募の件数に制限はない。

- 6) 同一の業績の再応募は、1回に限りできるものとする。

- 9 受賞者の要件は下記とする

- 1) 受賞者は、本会の会員資格は問わない。

- 2) 受賞者名は、本会学会誌、本会ホームページ、賞を公表する各媒体に掲載される。
- 3) 受賞者は、応募者のうち計画、設計、施工、機器、維持管理などで主体的に関わった者とし、関係者が多数の場合は、受賞者をその中の一部に限定することがある。

10 表彰対象者の要件は下記とする

- 1) 受賞者のうち、本会の会員を表彰対象者とする。
なお、表彰対象者が団体の場合、会員資格は賛助会員規程に基づき事業所単位の適用とする。
- 2) 非会員の受賞者であっても、自治体、病院、学校等の公共機関で表彰運営委員会が認めたものは、受賞者の希望に応じて有償（実費）にて記念品・賞状を配布することを可能とする。

11 賞の構成は下記とする。

- 1) 賞状・・・1者につき1枚
- 2) レリーフ・・・1者につき1個
- 3) 文鎮・・・1者につき3個（ただし個人の場合は1個）

（空気調和・衛生工学会振興賞）

第7条 空気調和・衛生工学と工業の振興と発展および新進の研究者・技術者を育成することを目的として、特に優秀な大学等の学生、高校教育に携わる者の論・報文および特に優秀な業績に対して賞を贈って表彰する。

- 2 この賞は、空気調和・衛生工学会振興賞（以下、「振興賞」という）という。
- 3 振興賞は、学生賞、高校教育賞、住宅環境設備賞、技術振興賞で構成する。
- 4 学生賞
 - 1) 学生賞は、表彰を行う年に学士を授与され卒業する学生のうち特に成績優秀の者で、別に定める規程により本会に登録した大学等の学科主任教授の推薦を受けた者とする。
 - 2) 受賞件数は、一年度につき、前項で登録された1学科で1名以内とする。
 - 3) 受賞者は、会員であることが望ましい。
 - 4) 賞の構成は下記とする。
賞状・・・1枚
文鎮・・・1個
- 5 高校教育賞
 - 1) 高校教育賞は、表彰を行う前年の全国設備工業教育研究会主催の全設備工業教育研究大会で発表された優秀な論・報文で同研究会会長の推薦を受けた者とする。
なお、過去に同賞を受賞した者を推薦することはできないこととする。
 - 2) 受賞件数は、一年度につき1件以内とする。
 - 3) 受賞者のうち、本会の会員を表彰する。

4)賞の構成は下記とする。

賞状・・・1枚

文鎮・・・1個

6 住宅環境設備賞および技術振興賞

1)住宅環境設備賞の要件

住宅環境設備賞は、表彰を行う年の前々年の12月31日からさかのぼって前3年間に竣工または公表された住宅設備の計画・設計・施工・機器に関する業績のうち、審査時に使用中の業績で技術の振興と奨励にふさわしいと認められるものとする。

2)技術振興賞の要件

技術振興賞は、表彰を行う年の前々年の12月31日からさかのぼって前3年間に竣工した設備または施設の計画・設計・施工に関する業績、ならびに公表された以下の業績のうち、審査時に使用中の業績で技術の振興と奨励にふさわしいと認められるものとする。

(1) 調査・開発に関する技術

(2) 装置・製品・システムなどの発明・考案・開発・応用

(3) 施工技術

(4) その他

3) 住宅環境設備賞および技術振興賞の応募業績は、受賞の際、本会学会誌、本会ホームページ、パネル展示等に発表可能なものとする。本会学会誌に発表可能なものとする。

4)一年度における受賞件数はそれぞれ下記とする

(1) 住宅環境設備賞

①北海道支部 原則2件以内

②東北支部 原則2件以内

③第1区 原則3件以内

④中部支部 原則3件以内

⑤北信越支部 原則2件以内

⑥近畿支部 原則3件以内

⑦中国・四国支部 原則2件以内

⑧九州支部 原則2件以内

(2) 技術振興賞

①北海道支部 原則2件以内

②東北支部 原則2件以内

③第1区 原則3件以内

④中部支部 原則3件以内

⑤北信越支部 原則2件以内

⑥近畿支部 原則3件以内

⑦中国・四国支部 原則 2 件以内

⑧九州支部 原則 2 件以内

- 5) 第 5 条の「学会賞」に応募された業績が、住宅環境設備賞または技術振興賞に応募された場合は、これを受付けないものとする。
- 6) 本会指定の応募書を業績所在地の支部、業績の所在地が支部以外の場合は振興賞選考委員会に提出するものとする。
- 7) 応募の要件は下記とする
 - (1)応募者の要件
応募者は、該当業績の応募の主眼点に主体的に関った個人・団体とする。
 - (2)応募者の構成
応募者は、当該業績の代表者となる“主たる応募者”および“連名による応募者”により構成される。
 - (3)応募者の会員資格
応募者は、本会会員資格の有無を問わない。
 - (4)“主たる応募者”として応募可能な単位
応募者が団体の場合、所在地および支店名等が異なる事業所毎に“主たる応募者”として応募できる。
 - (5)応募件数
“主たる応募者”としての応募は、各区につき前項の応募単位で 1 件までとする。
なお、“連名による応募者”としての応募の件数に制限はない。
- 8)受賞者の要件は下記とする
 - (1)受賞者は、本会の会員資格は問わない。
 - (2)受賞者名は、本会学会誌、本会ホームページ、賞を公表する各媒体に掲載される。
 - (3)受賞者は、応募者のうち計画、設計、施工、機器、維持管理などで直接業務に関与したものとし、関係者が多数の場合は、受賞者をその中の一部に限定することがある。
- 9)表彰対象者の要件は下記とする
 - (1)受賞者のうち、本会の会員を表彰対象者とする。
なお、表彰対象者が団体の場合、会員資格は賛助会員規程に基づき事業所単位の適用とする。
 - (2)非会員の受賞者であっても、自治体、病院、学校等の公共機関で表彰運営委員会が認めたものは、受賞者の希望に応じて有償（実費）にて記念品・賞状を配布することを可能とする。
- 10)賞の構成は下記とする。
 - (1)賞状・・・ 1 者につき 1 枚
 - (2)レリーフ・・・ 1 者につき 1 個

(空気調和・衛生工学会功績賞)

第8条 空気調和・衛生工学の発展ならびに本会の活動に顕著な功績のあった委員会、出版物等に対して賞を贈って表彰する。

- 2 この賞は、空気調和・衛生工学会功績賞（以下「功績賞」という）という。
- 3 表彰対象は、原則として表彰を行う年の前年の12月31日からさかのぼって前3年間に完成または終了した業績とする。

なお、「業績の完成または終了した日」の考え方は以下による。

- ・委員会の業績は、原則として、その業績が完了した年月日とする。
- ・終了した委員会の活動を業績とする場合は、原則として、該当委員会の終了年月日または報告書等が発行された日とする。
- ・出版物を業績とする場合は、原則として、刊行日とする。

- 4 表彰対象業績は、各理事管掌の各運営委員会等から功績賞に値するものとして推薦された業績とする。

なお、各運営委員会が直接管掌する委員会以外の業績も、関連する運営委員会より推薦することができる。

- 5 既に功績賞を受賞した業績は、表彰の対象としないものとする。
- 6 表彰する功績賞は、原則として5件以内とする。
- 7 受賞対象が委員会業績の場合は、受賞者は委員会とする。受賞対象が出版物等の場合は、受賞者は委員会または執筆者とする。

(篠原記念賞)

第9条 給排水衛生設備に関する技術の研究、開発の発展あるいはこれに関わる知識の啓発・普及に特に貢献のあった者、将来の活動が期待できる研究者・技術者の業績を表彰し、給排水衛生設備分野の将来を担う人材を育成することを目的とする。合わせて、給排水衛生に関する工学・技術に関わる研究者・技術者が更なる研鑽を通して技術の進展を推進し、もって国民生活環境の確保と向上に寄与することを期待するものである。

- 2 この賞は、篠原記念賞という。
- 3 篠原記念賞は、篠原記念賞（以下「篠原賞」という）および篠原記念賞奨励賞（以下「奨励賞」という）で構成する。
- 4 篠原賞の対象となる業績は、次の業績とする。
 - 1) 本会会誌掲載の論説・報文など
 - 2) 本会論文集掲載の論文
 - 3) 本会大会学術講演発表論文、本会支部学術研究発表論文
 - 4) 本会が出版あるいは編集した書籍
 - 5) 給排水衛生設備分野に関連する法制・規格・基準・研究・開発・評価・調査な

どを目的として設置された、本会および関連機関・団体の調査・研究組織の構成員としての活動

- 6) 給排水衛生設備の計画、設計、施工、維持管理に関する技術、装置・製品の開発
 - 7) 給排水衛生設備に関する教育、社会貢献活動
 - 8) その他上記と同等と認められる業績
- 5 奨励賞の対象となる業績は、次の業績とする。
- 1) 本会会誌掲載の論説・報文など
 - 2) 本会論文集掲載の論文
 - 3) 本会大会学術講演発表論文、本会支部学術研究発表論文
 - 4) 給排水衛生分野の博士論文または修士論文
 - 5) その他、社会貢献活動など上記と同等と認められる業績
- 6 表彰する篠原記念賞は、以下の件数とする。
- 1) 篠原賞 3件以内
 - 2) 奨励賞 5件以内
- 7 篠原賞および奨励賞は、次に掲げる会員に授与するものとする。
- 篠原賞 4項において、優れた業績を挙げたと認められる者で、引き続き給排水衛生設備分野で活動が期待できる者
- 奨励賞 ①5項において、優れた業績を挙げたと認められる者で、引き続き給排水衛生設備分野で活動が期待できる者
- ②大学博士課程または修士課程において給排水衛生設備分野を専攻し、博士論文または修士論文を執筆、将来の活動が期待できる博士課程または修士課程修了予定の院生
- なお、表彰を行う年に博士課程または修士課程を修了、社会人となっている者も表彰の対象とする
- 8 篠原賞においては、かつて、篠原賞を受けた会員には授与しないものとする。
 - 9 奨励賞においては、かつて、奨励賞を受けた会員には授与しないものとする。

(井上宇市記念賞)

- 第10条 空気調和設備および環境工学分野に関する開発、設計、施工、研究、教育に特に貢献のあった個人を表彰し、本分野の将来を引き続き担う人材を育成することを目的とする。加えて、アジア地域で活躍する技術者、研究者を表彰し、アジアにおける本分野のさらなる発展を図ることを目的とする。
- 2 この賞は、井上宇市記念賞という。
 - 3 井上宇市記念賞は、井上宇市賞（以下「井上賞」という）およびアジア国際賞で構成する。

- 4 井上賞の対象となる業績は、次の業績とする。
- 1) 本会会誌、論文集等に掲載された空気調和設備および環境工学分野の技術開発、計画、設計、施工、維持管理、研究に関する活動
 - 2) 本会会誌、論文集掲載の論説・報文・論文・技術報告など
 - 3) 本会大会学術講演発表論文、本会支部学術研究発表論文
 - 4) 本会が出版あるいは編集した書籍
 - 5) 空気調和設備および環境工学分野に関する教育、社会貢献活動
 - 6) その他上記と同等と認められる業績
- 5 アジア国際賞の対象となる業績は、次の業績とする。
- 1) 空気調和設備および環境工学分野に関する優れた業績
 - 2) その他、上記と同等と認められる業績
- 6 賞は、厳選寡少を旨とし、毎年の表彰者の数は次の基準による。
- 1) 井上賞 2名以内
 - 2) アジア国際賞 1名以内
- 表彰に価する候補者がいないときは授与しないこともある。
- 7 賞の対象者と重賞の制限
- 井上賞 4項において、優れた業績を挙げたと認められる個人で、引き続き本分野で活躍が期待される本会会員に授与するものとする。
- アジア国際賞 5項において、優れた業績を挙げたと認められる個人で、アジア地域の技術者、研究者で本分野の発展に寄与した者に授与するものとする。
- 既に、井上宇市記念賞を受けたものには授与しないものとする。

(コミッショニング賞)

第 11 条 コミッショニングは、環境・エネルギーならびに使いやすさの観点から使用者の求める対象システムの要求性能を取りまとめ、計画、設計、施工、運用のあるフェーズまたは複数のフェーズにおいて、その性能実現のための性能検証関連者の判断・行為に対する助言・レビュー・確認を中立的に実施し、必要かつ十分なる文書化を行い、システムの適正な運転保守が可能な状態であることを検証するものである。コミッショニングには、新築建物を対象としたコミッショニング、既存建物を対象としたコミッショニング、定常的な運転段階に入ってからコミッショニングなどがある。

本賞は、空気調和設備を中心とする建築設備システム、地域エネルギーシステムの品質向上、省エネルギー性能、環境保全性能の向上を目指したコミッショニングの分野で特に優秀な業績に対して賞を贈って表彰し、これを関連分野に広く紹介することによりコミッショニングの正しい普及を促進することを目的とする。

- 2 この賞は、コミッショニング賞という。

- 3 コミッショニング賞の対象は、審査時に使用中の設備または施設の計画、設計、施工、運用のあるフェーズまたは複数のフェーズにおけるコミッショニングに関する業績であり、コミッショニング過程、体制、その成果を評価する。そして発注者の要件が文書として明確になっていること、協議した内容や今後の方針等が文書化され関係者間で共有されていること、コミッショニングのビジネス化に資する取り組みがなされていることなどが重視され、コミッショニング過程を経たことによる効用が示されている業績と関連技術を対象とする。
- 4 対象となる業績は、次の業績とする。
 - 1) 建築設備システム及びこれらを含む建築の品質向上、省エネルギー性能・省 CO2 をはじめとする環境保全性能の向上を実現した優秀なコミッショニング業績（建築設備システム及びこれらを含む建築、コミッショニングを実現するための体制づくりを含む）
 - 2) 地域エネルギーシステム及びこれらを含む地域の品質向上、省エネルギー性能・省 CO2 をはじめとする環境保全性能の向上を実現した優秀なコミッショニング業績（地域エネルギーシステム及びこれらを含む地域、コミッショニングを実現するための体制づくりを含む）
 - 3) コミッショニングプロセス管理、データ収集・処理・分析、シミュレーション、不具合検知・診断支援、最適チューニングなどを支援することを目的に作成され、様々なプロジェクトで活用されて、コミッショニングプロセスの効率化や高品質化などに貢献したコミッショニングツール
 - 4) その他上記と同等のコミッショニングの適正な普及に資する業績
コミッショニングに関する教科書・マニュアル作成、継続的なワークショップ実施など
- 5 応募業績は、受賞の際、本会学会誌、本会ホームページ、パネル展示等に発表可能なものとする。
- 6 一年度における受賞件数は下記とする。

原則 2 件以内
- 7 応募の要件は下記とする
 - 1) 応募者の要件
応募者は、応募業績(さらに第 11 条 4 項の 1)、2)に関してはコミッショニングチーム*1として)に主体的に関った個人または団体とする。
*1 建築設備コミッショニング協会発行「建築設備コミッショニングマニュアル」を参照
 - 2) 応募者の構成
応募者は、当該業績の代表者となる“主たる応募者”および“連名による応募者”により構成される。
 - 3) 応募者の会員資格

応募者は、本会会員資格の有無を問わない。

4) 応募件数

“主たる応募者”としての応募は、前項の応募単位につき1件までとする。

なお、“連名による応募者”としての応募の件数に制限はない。

5) 同一の業績の再応募は、1回に限りできるものとする。

6) 学会賞技術賞、特別賞、振興賞技術振興賞、振興賞住宅環境賞の応募業績、受賞業績も本賞の主旨に適する業績は応募可とする。

ただし、本賞の対象は第11条第3項に規定されたようにコミッションングに関する業績であり、コミッションング過程、体制、その成果が評価の重点項目でなければならない。また、表彰の対象としたい主眼点として第11条第3項に規定された内容を挙げ学会賞技術賞、特別賞、振興賞技術振興賞、振興賞住宅環境賞を受賞した業績は除く。

8 受賞者の要件は下記とする

1) 受賞者は、本会の会員資格は問わない。

2) 受賞者名は、本会学会誌、本会ホームページ、賞を公表する各媒体に掲載される。

3) 受賞者は、応募者のうち応募業績(さらに第11条4項の1)、2)に関してはコミッションングチーム*1として)に主体的に関わった者とし、審査により受賞者をその中の一部に限定することがある。

9 表彰対象者の要件は下記とする

8. の受賞者を表彰対象者とする。

10 賞の構成は下記とする。

1) 賞状・・・1者につき1枚

2) レリーフ・・・1業績につき1個(追加分は実費)

(国際名誉員)

第12条 本会における国際交流活動の活性化を推進する一環として、本会の目的・事業に関する国際交流に貢献し、顕著な功績のあった者に国際名誉員(International Honorary Member)の称号を贈ることにより、本会の更なる国際的認知度向上に寄与することを目的とする。

2 対象

1) 本会が行う国際交流のための活動に貢献し、顕著な功績のあった者

2) 空気調和・衛生工学に関する国際的な学術交流の促進に貢献のあった者、または研究成果の公表を通じて国際的に貢献のあった者

なお、上記は国籍および本会会員資格があるか否かを問わない

3 手続き

国際名誉員推薦委員会が候補者案を作成し、理事会へ推薦し、承認を得る。

4 認証および待遇

認証式は原則として社員総会の日に行う。これに伴う旅費・滞在費は自己負担とし、その他の待遇は次のとおりとする。

- 1) 認証状および記念品を贈る
- 2) 定款に記載する会員としては扱わない
- 3) 学会誌・論文集等の寄贈は行わない

(その他の表彰)

第13条 業務執行理事は、当法人の発展にとって功績ならびに功労のあった個人または法人に次の表彰等を行うことができる。

- (1) 貢献のあった会員への表彰および感謝状贈呈
- (2) 貢献のあった賛助会員への表彰および感謝状贈呈
- (3) 当法人の活動に貢献のあった個人または法人への表彰および感謝状贈呈
- (4) 支部の活動に貢献のあった個人または法人への表彰および感謝状贈呈
- (5) 学術の発展ならびに将来の貢献を奨励するための表彰
- (6) 若手の研究者ならびに技術者および学生に対し意識の高揚を図り、将来の貢献を奨励するための表彰

2 前項および前項に記載のない表彰等を行う場合は、選考方法等について事前に理事会の承認を得て、選考結果を理事会に報告しなければならない。

第5章 雑則

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

- 1 本規程は、平成23年12月8日の特例民法法人(社団法人)空気調和・衛生工学会の理事会において制定するが、公益社団法人空気調和・衛生工学会の設立登記を以って同日より施行する。